

会議の公開・非公開について（案）

下水道管路の包括的民間委託検討部会では、包括的民間委託の内容についてご審議いただきます。しかし、審議内容は公募要項や提案内容など発注情報へ密に関係するものであるため、会議の内容の一部を非公開としていただきたいと思いますと考えております。

公開・非公開の項目についてご審議お願いいたします。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下、条例という）第31条に基づき、下水道管路の包括的民間委託検討部会の会議は公開となります。

ただし、条例第31条但し書き（3）に該当する下記事項については、非公開とします。

＜非公開とする事項＞

検討部会の審議事項	時期	理由
包括的民間委託の概要	第1回検討部会 (本日)	公募要項の内容に関連し、発注情報の漏洩につながるため
業務内容の審議	第2回検討部会	公募要項の内容に関連し、発注情報の漏洩につながるため
提案を受ける項目 評価用資料の審議	第3回検討部会	公募要項の内容に関連し、発注情報の漏洩につながるため
評価に向けた事前説明	第4回検討部会	評価における適正な審査が阻害される可能性があるため
提案者の評価	第5・6回検討部会	評価における適正な審査が阻害される可能性があるため

【参考】横浜市の保有する情報の公開に関する条例

第31条（会議の公開）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合